

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第15回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和2年7月2日（木） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 議長、副議長 議会事務局 石井局長、萩原主査、小原		
【会議の概要】			
議題			
(1) 議会運営委員会で所掌する検討事項について			
(2) 請願・陳情の取扱いに関する要望について			
(3) その他			
《決定事項等》			
(1) 議会運営委員会で所掌する検討事項について			
○委員会ライブ中継の検証及び議会運営委員会、議員全員協議会の中継の検討について			
・委員会ライブ中継について、引き続き行って得た新たなデータをもって改めて検証し、検証結果をもとに、録画配信や、議運・全協の動画配信についても検討する。			
(2) 請願・陳情の取扱いに関する要望について			
・資料は、30部を審議日の3日前（土日・祝祭日を除く）の正午までに提出する。			
・請願・陳情の取扱い、参考人招致関連の記載事項について、次回、記載するフローチャート（案）と照らしながら検討する。			
(3) その他			
・次回の会議は7月6日（月）10時00分開会とする。			

－開会 10:00－

石井事務局長：

おはようございます。会議に先立ちまして、血協委員長より一言お願いいたします。

血協委員長：

皆様、おはようございます。雨の日が続いていて、湿度も高く、今会議についてはマスク着用ということで、非常に暑苦しいという表現が適切かどうかあれなんですけれども、大変かなと思うところですが、よろしくをお願いいたします。

本日は、午後から全員協議会が予定されておりますので、本議会運営委員会においては、正午を目途に終了したいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

石井事務局長：

ありがとうございました。それでは委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

血協委員長：

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第15回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題の通りです。議題に入る前に、議題の1のところ、議会運営委員会で所掌する検討事項についてということで、1になっています。2で、請願・陳情の取扱いに関する要望についてということで、1、2と2項目にしてございますが、全員協議会と議会運営委員会のライブ中継につきまして、この提案をしている理由というのが、提案者である小田川委員から提出されております。今日、小田川議員がこの場にいらっしゃってご説明を、と思ったんですが、まだお見えになっていないので…。あ、だめですか。わかりました。小田川議員がお見えになれないということなので、議題の順序で進めさせていただきます。それでは議題の1、議会運営委員会で所掌する検討事項についてを議題といたします。前回会議におきまして、検討事項に掲げられていた委員会ライブ中継の検証及び議会運営委員会、議員全員協議会の中継の検討について、皆様のご意見を伺ったところ、他市の視聴数等の状況や、PC別のアクセス数などを事務局において調査し、その結果と照らしながら、この議会運営委員会、それから議員全員協議会の中継の検討を進めていくことになりました。また、会議録検索の導入について、前回お配りした資料がございますが、本日は時間等の関係もございまして、ここでは会議録検索システムの導入については後日ということにして、本日は委員会ライブ中継について検討をお願いしたいと思います。それでは初めに、視聴数ですとかPCアクセス数等について、事務局からご説明をお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、お手元のほうに、委員会中継OS別アクセス数という横書きにしたグラフが入っているものを1枚、それから縦書きで、委員会ライブ中継のアクセス数ということで、成田市の例を示したものを2枚、お配りしています。初めに、パソコン別の統計はあるかということでございますが、こちらのほうの視聴回数が2178回ございまして、これをパソコンの機種別に分類したものがグラフになっているものでございます。それによりますと、Windowからアクセスのあったものが全体の95%、そしてMacOSというのがApple社のパソコンですかね、それからiOSというのがiPhoneですとかiPad、それからAndroid系のスマートフォンやタブレット等からのアクセスということで分類をしたものでございますが、圧倒的にWindowsのほうが、2073回アクセスがありました。MacとかiPad等については、その他とひとくくりにさせていただきますと、105件の回数があったということです。市役所からのアクセス数というのはどのくらいになるのか、という宿題をいただいていたんですが、IPアドレスというもので、特定の場所からの追跡も可能であるということでございますが、これは平成31年度のデータになってございまして、過去分について追跡することが現状できませんということで、業者のほうからは返事をいただいております。9月議会から、IPアドレスによるアクセス数も把握するよう、業者のほうにお願いをしたところでございます。31年度については、把握はできていないところでございます。次に、A4縦のものになりますが、ライブ中継をやっている近隣市ということで、成田市のほうに確認させていただきました。成田市では、常任委員会、予算・決算・特別委員会を含めまして、総アクセス回数といたしまして2723件、白井市が、2178件ということでございますので、その市の状況にもよりますけれども、概ね2千件のアクセスであったということでございます。参考までに印西市さんにも確認をさせていただいたんですが、印西市さんはライブ中継をやっておりませんので、録画だけの対応ということで、詳しい内容は開示していただけなかったのですが、31年度の再生回数は4155回でした、というお返事をいただきました。

血脇委員長：

ただいまの説明についてご意見等はございますか。

石井委員：

まずは、委員会ライブ中継のアクセス数についてはわかりまして、まあまだ1年なので、これだけで検証というのは出し切れないかなと思います。今後とも委員会ライブ中継は続けていくべきだと思います。そして、2年、3年と経った時に比べていって、白井市民の関心がどれだけ委員会にあるのかというのは、これは2年、3年経ってみないとわからないのかなと思いますので、このまま中継は続けていったほうが良いと思います。それと、議運と全協の中継を一緒に言っちゃっていいんですか。そうですか。私は、議会運営委員会というのは、議会を運営するための協議の場がまず第1の使命かなと思っています。そして、全員協議会というのも、議員さん全員が意見を出し合って、それぞれの意見を出し合って、それぞ

れの意見を、まとまるときもまとまらない時もありますけれども、そういう場だと思っているので、今すぐライブ中継をする必要は、現時点ではないなと考えています。

柴田副委員長：

常任委員会のライブ中継については、追加で出していただいた資料を見ても成田は大きい市なのに2千回台で、白井でだれが見ているかは特定できないにしても、関心をもって見られているんだな、と。回数だけかもしれないし、分析はできないけれども、石井委員と同じように、まだ1年目であるし、9月以降にIPアドレスの特定も始まるということなので、まだ経過を見る段階ではないだろうか、と思います。それから、議運とかのことは今一緒にやりますか。今、検証についてだけ一括りで終わらせなくていいのか。私はとりあえず、検証及び、とあるので2つに分けたほうがいいのか、と思うので。

血脇委員長：

じゃあ検証のところ。

中川委員：

検証の、市役所の職員が圧倒的にこの回数の中にあるんじゃないかという、こういう疑念があって調べられないかと言ったわけですがけれども、今日の時点では調べられないけれども、その先では調べられる、調べるということですか。

血脇委員長：

9月以降はIPアドレスで調べられるということで。

石井事務局長：

IPアドレスというのは、非常にプライベートの高いものでございまして、情報管理担当課のほうに確認を取りましたところ、業者に公開するのは差し支えないという返事がきましたので、9月からの視聴にあたっては、IPアドレスでのデータも収集してくださいとお願いをしております。

柴田副委員長：

考え方なんですけれど、情報を発信していきましょう、という一環で、常任委員会のライブ中継が始まっているので、職員の回数が圧倒的に多いからやめましょうという話ではないと思うんですよね。こちらが皆さんにライブ配信していますよ、ということをもっと知らせ、皆さんに見てもらえるように議会のほうから情報発信をしていかななくてはいけないんじゃないだろうか、それについてはどうだろうという検証じゃないかと私は思うんですけれど、そこだけはちょっと。職員ばかりだから、じゃあやめましょうよっていう方向では私はないんじゃないかと思うんですけれど、そこだけ確認をしたいんですが、どうでしょう。

血脇委員長：

今、中川委員が言ったのは、今後、役所の職員がどのくらいアクセスしているのかということで、ご発言があったのかなと。で、先ほど申しました通り、9月以降は役所の職員のアクセス数を把握することができるということなので、先ほど石井委員、柴田副委員長からあったように、検証の部分については状況を見て、再検証するというようなご意見だったのかなと思います。

柴田副委員長：

事務局長に確認ですけれど、IPアドレスを確認するというのは、パソコンの特定ができるようになるという意味。

石井事務局長：

その通りでございまして、ただ、白井市役所として、という形になるとは思いますけれども、役所としてのアクセス回数というのは把握できると感じております。

柴田副委員長：

私が確認したいのは、役所は役所、だけど、外からのアクセスというのでも把握できるようになるよということも、同時にわかるということですか。

石井事務局長：

そのように伺っております。

古澤委員：

まだ試行として1年しか過ぎておりませんが、役所の方が多かったにしても一応2178回のコンタクトがあるということですから、市民の方に、政策がどのような過程を経て決められていくのかということ発信するという点に関しては、私は、ここで早急に結論はだせませんが、発信をこのまま続けて、あと何年かで結果を出せばいいのかなと思います。

田中委員：

今までの委員さんのお話とほぼ同じで、検証していくということについては賛成でございます。その中で、検証後ですけれども、やはりライブ中継ということになると、平日の昼間の中継ということで、お勤めの方とか、そういう方たちが見られないということがありますので、検証の結果、また改めて、例えば録画をどうするかというような審議に入っていたらと思います。

秋谷委員：

先ほど石井委員、古澤委員、それから田中委員、皆さん私も意見一緒なので、それからテレビ中継の議運・全協については、成田市のアクセス数を見ると極端に低いので、今まで通りの白井市の総務企画、それから委員会、決算まで含めた4委員会の今まで通りで、私はいいかと思います。その後の検証事項についても、今、田中委員が言われたような、そのことについてはいいと思います。

植村委員：

皆さんが全部言われたことに異論はないです。そういう風に思っています。委員会の場合は。本会議の基盤の部分になると思うので、ぜひ委員会は、検証がどう出るかわかりませんが、続けていったらいいと思いますけれども、議運と全協については、ちょっと考えを今一度…。

血脇委員長：

それはちょっと待ってください。概ね皆さんの意見は、委員会ライブ中継が始まって約1年。まだデータが乏しいと。期間をかけてデータを取って、検証して、田中委員からあったように、検証結果に基づいて、ライブ中継のみでなく、委員会中継の録画中継も検討するというようなことかなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。ご異議ございませんか。それではそのようにさせていただきます。

続きまして、議会運営委員会及び議員全員協議会のライブ中継についてというところに入りたいと思います。その前に、小田川議員がお見えになっております。小田川委員から、要望する理由ということで、この全協の動画配信を要望する理由というものが示されておりますので、小田川議員のほうから一度説明をいただいているんですが、再度簡潔に説明をいただきたいと思っているのですが、皆さんよろしいでしょうか。それでは小田川議員、要望理由について、配信のところでお願いいたします。裏面の議事録検索の導入の部分についてはおいといてください。

小田川議員：

発言の場を与えていただきまして、ありがとうございます。先に提出をしたこちらの文面を、ピックアップして読み上げる形で説明させていただきます。まず、議運・全協の動画配信を要望する理由の1つ目ですが、情報提供政策の推進に関する基本方針というのが白井市にはあります。2の項目の情報の役割に従い、議会としても市の方針に沿って市民に情報提供を行ってはどうかと考えます。情報の役割については、囲ってある中に書いてある一部抜粋を読み上げたいと思います。その役割とは、情報提供とは、市民からの公開の請求を待つことなく、市が、任意に市政に関する情報を提供し、市民が必要とする情報を常に入手できる状態にしておくことである。2番目、委員会の配信実績が少ないから現状維持でよいのだろうか。それは私は理由にはならないと思います。逆に議会への興味関心を持っていただく

取り組みとして、とっつきやすい動画配信を行い、周知・広報をして、議会に興味関心を引き寄せる、そういった必要性を私は感じています。3番目、常任委員会、特別委員会の配信を始めていますが、白井市議会の委員会には、もう1つ、議会運営委員会があります。これは、議員提要の15ページにそのように書いてありまして、その目的としては、議会を円滑に、しかも効率的に運営することと記されています。その議運での最近の議題について、以下掲げています。特に2018年の12月に開催された議運では、継続審査中の陳情第11号について、これは、開かれた議会を求める陳情が議会に提出されたことを受けて、議運でその付託をどうするか検討した結果、継続審査という結論に至っています。こういったことは、今、公開されていません。検討経緯を明らかにしても、こういったことは問題ではないんじゃないかと思っています。議会の情報公開を行う観点からも、必要なものではないでしょうか。議会の透明化を図る意味でも、委員会の情報公開の足並みをそろえる必要はないか、と提案させていただきます。そして、全国市議会議長会に入っているデータなんですけれど、議会運営委員会の放送ですね、これに関しては、直近の30年と25年の5年間を比較した場合に、117市から154市に放送を広げている実態があります。経過としては、大幅な、加速的な増加傾向ではありませんけれども、全国で見ても、議運を放送して、市民に公開している市は増えています。次、4件目です。全員協議会は、議会の運営等に関する協議、または調整を行うことを目的としています。議会としての合意形成の場であり、執行部からの案件等の説明を受ける場でもあります。全協は公開しており、受けた説明や資料は傍聴者には渡されています。他の委員会と何ら区別する必要はなく動画配信を、議会からの情報発信として行ってはどうでしょうか。そして、近隣市では、船橋市は議運・全協を中継、印西市は議運は中継、全協は議事録を公開しています。これは、過去にいただいた事務局の資料から引用しています。5点目、内容を、わかりやすく短時間で伝える点で、動画は訴求力に優れています。それは、右にあります図で、つぶれて見づらくなっていますけれども、3分で伝えられる情報の、動画と会議録での訴求力の違いが示されています。動画の情報量は、テキストで比較しても格段に多く、その差は十数倍、数千倍以上といわれています。動画なら、文字や静止画では表現できない雰囲気や、音、人の表情やニュアンスなどをリアルに伝えることが可能となり、また、目が不自由な方には、音声により内容を伝えることも可能となります。裏面に行きまして、最後の6番目です。そして、費用の面が問題に上がってくるかと思いますが、その点では、YouTubeを活用することで、費用は安く抑えられます。白井市の場合、撮影設備は整っていることから、多額の導入経費は掛からないのではないかと想定をしております。また、YouTubeの機能により、日本語の字幕、多言語字幕も画面に出すことができます。YouTubeを使用した場合のメリット・デメリットと導入にかかる費用・項目の想定の一覧表の参考としては、この下に、図で示していますが、千葉市の資料を添えさせていただきました。

血脇委員長：

ただいまご説明いただきましたが、この議会運営委員会及び全員協議会のライブ中継について、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

古澤委員：

先ほど、1の議題のところで申し上げましたように、私はこのライブ中継の目的を、市民に直結する市の政策、それがどのような審議の過程を経て決定されるのか、それは市民は知る必要があると思いますので、ライブ配信、このまま続けて検討したら良いという意見を申しました。ただ、議運と全協に関しましては、政策の決定過程に直接は関わってこないわけですね。それよりも、むしろ議会の、どういう風に進めるのかというような、いろいろありますけれど、それを市民に知らしめる必要があるかどうかということで、まだ私は、あるという決断に至っておりません。先ほど、どなたかも少し様子を見てとおっしゃっていたような気がしますけれど、今ここで、政策の決定過程とは直接関係のない議運・全協をライブ配信しなければならないか、と申しますと、もう少し様子を見てよいのではないかと考えます。

血脇委員長：

ただいま古澤委員のほうからありましたが、皆さんいかがでしょうか。古澤さんの意見に対してではなく、自分の意見でお願いします。

田中委員：

委員会の場合は、基本的には公開しなくてもいいという形になっていますよね。事務局。公開の原則は適用されないですよ。

石井事務局長：

公開の原則ということに関しては、適用はされると思います。ただし、委員会につきましては、前回お話をさせていただいたように、委員長が要点を記録させるという形になりますので、全文の記録ではなくて、要点の整理をした議事録というものになってしまいます。その辺で、本会議の議事録とはニュアンスは異なる点があります。

田中委員：

委員会の議事は本会議と異なって、公開の原則は適用されない、というような記述があるんですね。

血脇委員長：

今読み上げているところって、どこの部分の。

田中委員：

白井市会議提要っていうのかな。資料2というやつの中に、委員会の審査原則、制限公開制というところで、公開の必要はないというような言葉と、公開しなくてもよいという言葉が入っているんですが、古澤委員がおっしゃったように、常任委員会、それと決算委員会、これは直接議案等に、本議会に関わる審議ということなので、このところは、今まで通りやられてもいいのかなと思うんですけども、議運・全協に関しましては、私は今の件も含めまして、市民の方にオープンにする必要はあるのかというのが理解できないものですから、私としては、議運・全協の動画配信に関しては、委員会のライブ中継の結果をもって考えられたほうがよろしいんじゃないかと思います。

血脇委員長：

すみません、委員会の結果というのは検証結果ということによろしいですか。

田中委員：

はい、検証結果をもって議運、それと全協の動画配信も含めて検討されたらよろしいと思います。

血脇委員長：

ほかにご意見はございますか。

柴田副委員長：

全協も議運も公開しているんですね。傍聴がOKで、傍聴に来た人の資料について前ちょっとあったことがあるんですけど、足りなかったときどうしているか。要は、来た人については、話は全部聞けるし、資料は全部持って帰ることができるという状況なんですね。だから、オープンになっているわけで、それと同じ状況を、ライブ中継配信するということで提供する、わざわざこなくてもお家で公開されているものを見ることができるっていうのは、これからのご時世についても議会の活動、中身を知ってもらおうということで、私はライブ配信は全く問題ないのではと思っています。昨日、確か富里市議会にタブレットの検討会で10人くらいで行ったんですけど、富里も先立ってYouTubeで配信とかしていました。結構YouTube配信というのはあちこちでみられるものですし、そういう工夫をしながら、情報を発信していくということをこれから取り組んでいくのは、大事なことなんじゃないかなと思っています。

古澤委員：

何回も申し上げるようですけども、私は、市民の生活に直結する市制、それを決めていくそれぞれの施策、それを本会議、委員会で質疑、討論、採決と検討していくわけですけども、それを議員の最終的な責務って何かというと、評決になるんだと思うんですね。何を反対して何を賛成して、その結果、市制をどのような方向に持って行く、ということが議員

の本分だと思うんですけど、それを見せる、皆さんに知っていただく、何故なら、市民の方は、議員の方たちと違って考え方も資料もないわけですから、おのずと議員の方とは違った見解があっても仕方がないことなんですね。それを、こう決めたのはこういう討論、議論があつて、こういう必然があつて決めたのだ、ということをお聞きしていただくということは大事なことだと思いますので、常任委員会、その他特別委員会までですかね、その辺の実質的な姿勢に関わる審議に関しては、オープンにして、そしてライブ中継も続けていけばよいのではないかと思いますけれども、議運と全協というものに関しては、何を期待してオープンにするのか、すでにオープンになっているんですけども、傍聴はOKですからね。それは最低限確保されているんですけども、あまり主張のないところで、確かにここに書いてあるように、市民が必要とする情報を常に入手できる状態にしておくことである、これはもうすでに確保できていると思うんですね。より簡単に、家でパソコンを開けば見られる、ということだけだと思いますけれども、そこまで議運と全協の必要性がどういうところからあるのか、というところを知りたいと思いますけれども。小田川さんに伺ってもいいですか。

小田川議員：

議会で提案される議案に関しては、それはその目的をもって賛否が図られますので、はっきりと伝わることだと思います。こういうことに関して、こういうことを議員が判断をして結論が出ました、ということが議会で求められる、あるべき姿だと思います。その過程の中で、議運でまず提案があり、全協で皆さんに示されるものがある。それが必要かどうか、それはこちらが決めることではなく、受け手側の判断によるものかなという気がします。ですので、まず1番に、市民のほうに、自分が必要とする情報を得る選択肢があるのかどうか、そして、その選択肢の中に、ここに来なければ見ることが叶わないのか、その時間にここに来なければ知ることができないのか。全協の資料をホームページにもアップしていませんし、議事等の内容も公開されていません、資料請求するまでは。そういったものは、全部手続きを取らなければもらえないものなんだろうか、というところが大きな疑問です。市民に選択肢を与えて、そこに委ねるということは、これからの議会の透明化を図っていくうえで、大切な過程ではないかと思っています。

古澤委員：

私がお聞きしたかったのは、私が従来の動画配信を認めるのは、市民の政策に直結する政策の審議過程というものを知る権利というんですかね、それは市民にあるだろうということで、賛成します、ということをお聞きしたわけです。今、私から賛成理由で述べたような形で、ただ市民が情報を常に入手できる状態にしておくことである、ということではなくて、どういう根拠で、市民が議運と全協、前段階なわけですよ、本会議場、委員会で審議、決議する、その前段階を市民がそこまで知る必要があるのかと。実際、傍聴が許されているわけですから、最低限のものは担保されている。それ以上に拡大して、情報を得ようとすることを提供する理由というのがよくわからないので伺いました。必要性があれば、私も別に反

対ではないんですけれども、そこまで必要があるのか。特に議運と全協というのは、議員たちが本音でぶつかり合うところであると思うんですね。だから、全部公開しなければいけないということもない、というふうに私は今は考えております。そういう意味の質問です。

小田川議員：

先ほども申しました通り、私はそれが必要かどうかということは、市民が決めることだと思っています。ですから、こちらは出せる情報は出すということが大切ではないか、そういった姿勢が大切ではないかという風に考えています。その必要性は、検討過程からもしかしたら気にかかる人がいるかもしれないし、この議運・全協といった、今、古澤委員のおっしゃった本音でぶつかる姿をみて、議会ってどういうところなんだろう、立候補を考えているけれど、議会ってどういうところなんだろうという風な目的でも見ることは叶うわけで、私は、そこをこちらから閉ざす必要はないんじゃないかと思います。そういう風にオープンにしているところから、市民の方が議会に対して興味関心を抱いて、お互いが歩み寄っていくということが、効果としては出てくるのではないかという風に思います。いわゆる、心理学的に言えば自己開示じゃないですけど。情報の必要性は市民が決める、そのことを、この情報提供施策の推進に関する基本方針の中の役割の中に、私は書かれていることだと思っています。

石井委員：

提出者のご意見はわかりました。ここは議運ですので、議運の委員の皆さんの意見を伺いながら、決定していくことは決定していったほうが良いと思います。私が考えるのは、先ほども申しましたが、議運と全協というのは、委員会とは全く違う意味合いを持っているものです。市民に公開しなくちゃいけないかという、公開しています。傍聴OKですよ。これは、最もリアルで情報としては、これ以上の公開はないと思います。ライブで中継するより傍聴すれば1番早いわけですから、これが可になっている以上、今すぐライブ中継をしなきゃいけないという必要性を感じないです。私の周りにも、何千人と市民の方がいらっしゃいますけれども、全協や議運を中継で見たい、という人は1人もいませんでした。なので、現時点では必要ないと考えます。

柴田副委員長：

議運と言えども、陳情審議をしたりもすることがあるわけですし、会議公開の原則というのが大前提にあるわけなので、今、公開はされていますが、それが限定的な公開なわけですよ。議運・全協については。これから、新しいコロナの世界になって、あまり外に出ないようとか、あまり密なところには行かないようとか、そういう世の中に移行していつている状況下で、どういう状況なのか、体調が悪いからリアルなものが見られない、という状況になってしまうのではなく、今やっているんだったら家で見てみようというようなことができるような、もっと広い意味での公開というのが、これからどうやってそれをしていった

らいいのかっていうのを模索する段階に来ているんじゃないかなと私は思うんですね。だから、今は必要ないという風に切るのではなく、どうしたらいいんだろうねというのは、先ほど田中委員がおっしゃったように、今の常任委員会のライブ中継の検討をしながら、さらには、すごく先ほどいいことをおっしゃったんですね、ライブだけではなく中継も検討を開始してはどうかというようなことを先ほどおっしゃったと思うので、議運・全協は違うんだ、ではなく、会議公開の原則という中に立てば、どういう公開の仕方が、今だけでいいのか、もっと広く公開をしなければいけないんじゃないのかというのは、ここで絶ってはいけないんじゃないかなと思います。今日は結論出ないんじゃないかなと思うんですけども。

石井委員：

私が言ったのは、今回出ているのは、委員会ライブ中継の検証及び議運・全協の検討と出ていますよね。検討したいということなので検討しているわけで、現時点では議運や全協の中継をする必要はないんじゃないかということで、これが先に言ったらわかりません。当然、委員会ライブ中継の検証は、まだこれから2年も3年もかけてやっていくわけですから、その時点で議運や全協の中継のことも考えるかもわからないですけど、現時点では、ずっと引きずるのではなくて、私はきちんと決着をつけたほうがいいと思っています。

古澤委員：

私も、この議題に上げられている1番に関しては、きちんと結果を出していただきたいと思います。石井さんもはっきりした意思表示をされていますし、私もしています。柴田さんもされています。田中さんもされていると思うんですね。あと2名の方が、もっと長く議論をしたいといえばまた話は別ですけども、2名の方はどうなんでしょうか。3名か。3名の方にお聞きしてください。そして、意思表示が出てくれば、そこでもう決められるんじゃないですか。

秋谷委員：

先ほど、ちょっと私、成田市のアクセス数のところで触れていたんですけども、成田市の人口10万の中で、アクセス数、これ、議運だけが34、ないに等しいので、できればこの場で、先ほど皆さんの意見、石井委員、古澤委員の意見を聞いていて、私もその通りだと思うので、できればこの場で、先延ばしにするんじゃなくて、この件については、この場で結論を出していただければいいと思います。

血脇委員長：

秋谷委員の考えとしては。

秋谷委員：

私は、常任委員会はいいいんですけれども、議運と全協については早急にやることはないと思います、という意見です。

中川委員：

私は、議運・全協についての情報公開、透明性をより進めるというのは、このコロナの第2波が、これから向かってくるという時だからこそ、逆にこちらが前向きに、市民にこういう情報の提供をしていくと、一緒に考えていきたいと思いますというスタートを切る意味でも、これは本来的にも必要なことだということで、賛成の立場で発言しております。そのためにも、私、1番最初の議題のほうで申し上げたのは、今の現状、どれだけの中継が得られた、常任委員会等の中継がどれだけ得られているか、やっぱり市民の関心がどれだけ高いかと。市内の職員の関心だけが、かなり高い比率のまま推移しているとかね、いろいろな角度からの検討も必要だという風に思いますけれども、基本的にはこの情報公開、よりオープンにしていくという、市民に考えてもらう、情報にストップをかけることは、基本的には賛成できないと、そういうことです。

植村委員：

基本的には、閉ざすものではない、と思っておりますけれども、あえて開く必要はないと思っております。その理由というのが、やっぱり僕、持論なんですけれども、どんな情報を発信しても、大体世間の人のおよそ3分の1は興味がありません。3分の1は、なんかそういう話があるよねっていう程度です。あとの3分の1が、ちょっと知ってみたいなという程度だと思うんですね。しかもその3分の1の中には、その情報を自分に入れて、何を考えてどう発信するか、影響を出すかって、いろんなその人によって違うわけですね。ですから、そういう意味で閉ざしちゃうわけじゃないけれども、やはり、そのところは議運でどのように取り上げていったらいいか。それを、ある意味明確にしていく。そしてその準備を議運でやる。そして委員会、本会議につなげるというような流れがあるなと思います。ですから、あえてバツサリ切るわけじゃないんですけれども、開く必要はないと思います。公開して発信する必要はない、議運・全協については。特に全協なんかは、専決処分でお名前も、一応その場限りですけど出ますね。そういうことも考えると、どうでしょうか。私は、委員会と一線をひいて、そこまで公開しなくてもいいのではないかと、そう思います。

血脇委員長：

今、皆さんの意見は、ここですぐライブ中継を開始する必要はないだろう、というところが多かったのかなと。ただし、ここでは、すぐに公開はしないと。ただし、これ、先ほど石井委員の方からありましたけれども、検証をこれはまだ進めていくと。ですから、そのIPアドレス、役所の職員のアクセス数ですとか、そういうものが後々、分かるようになってくる。そういうところで、検証の結果に基づいて、その時に状況に応じては、この議運・全協のライブ配信というの、また検討のところにあがってくる可能性もあるので、また、それ

はその時に検討すればいいだろう、というような事かなと思うんですが、皆さん、全協・議運のライブ中継、今ここですぐ開始する必要はないだろう、というようなことが大半だと思うんですが、皆さんいかがでしょうか。それと、余計なことを言ったらいけないですけど、議運と全協を引き離して考えるというのも1つじゃないかなとは思ってます。ごめんなさい、余計なことを言ったんですけれど。今後ですね。すみません、余計なことを言いました。余計なこと言ったので整理がつかなくなっちゃうんですけれど、とりあえず現時点においては、議運・全協のライブ中継は、行う必要はないというようなところでいかがでしょうか。

－（結構です。という声あり）－

それでは、このライブ中継については、今ここで、直ちに中継を開始する方向ではないということで、先ほどの繰り返しになりますけど、石井委員、田中委員の方からもありましたけども、検証結果等でまた、それが検討事項となれば、そこで検討していくということでもよろしいでしょうか。それでは、そのように進めさせていただきます。それではここで休憩いたします。再開は11時5分いたします。

－休憩 10：52－

－再開 11：05－

血脇委員長：

会議を再開いたします。それでは議題1を終了させて頂いて、続きまして議題2、請願・陳情の取扱いに関する要望について、を議題といたします。

前回会議におきまして、請願・陳情の取扱いに関する要望について検討をしたところですね、まず資料提出、これ陳情者ですね、資料提出について30部を、土日、祝祭日を除く審議の3日前までに提出すること、また、参考人招致や資料の事前提出等の事項について、市議会のホームページに掲載すること、というのが決定いたしました。その他の要望事項については、提出は、提出者であります柴田常任委員長、それから公明党石井代表の両名により集約していただくということになりまして、その集約したものが皆様のお手元にございます。これにつきまして、常任委員長、それから公明党の代表の方から、ご説明をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

石井委員：

皆様のお手元の横書きにある資料ですが、教育福祉常任委員会の柴田委員長と私の方で、色々相談させて頂きながら、柴田委員長が作成してくださいました。大変見やすくなっていると思います。委員会案というところが、教育福祉常任委員会から出された提案です。会派案という真ん中のところが、我々、公明党から出させて頂いた案です。

この、2つの提案を受けてというところが、今日審議をしていただきたいところなんですが、今、血協委員長からありましたとおり、前は、資料の提出については審議日の3日前までとすると決定させていただいたところなんですが、その後ですね、色々と裏話をお聞きしたら、陳情を持ってくる人が、庁舎の正門のドアの下に突っ込んでいたりとか、夜中に持ってきたりとか、そういうことがあるらしいんですね。それって、3日前といっても、夜中に持って来られても受けられないし、ということできちんと時間を定めた方がいいだろうということになりまして、今日ここで提案させていただきたいのは、まず、資料の提出は審議日3日前の正午までとする、という風に限定した時間を入れたいと思います。それが1つ提案。もう1つの提案なんですが、前回、資料は30部と、きちっと数を決めていただきました。ところが、資料を提出するのは誰という話になって、事務局がやるの、とか、そもそも資料って誰が用意するの、という話になっちゃいまして、であるならば、資料を提出したい人は、提出する人が30部をきちっと用意する事という風に、誰が資料を提出するのかということも明確に定めた方がいいんじゃないか、ということになりました。この点について、皆さんにご協議願いたいと思います。

血協委員長：

それではこの2点について、皆さんにご協議、ご意見をお伺いしたいと思います。ご意見ございますか。

古澤委員：

Aの欄、Bの欄、どちらも修正でいいと思います。ただ、先ほどの説明を聞いた時に、ポストに入れて行ってしまうという話があったので、3日前の正午までに、議会事務局までと入れてもいいのかな、と思いましたが、まあ、それはどちらでもいいですけど。賛成です。

血協委員長：

古澤委員の方から、A・Bともに、これでいいんじゃないかと。ただ、提出する先が、事務局まで、というような文言を入れたらどうだ、というようなご意見もございましたが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

－（結構です。という声あり）－

そうしましたら、このAの部分は、正午までにするということと、途中で、議会事務局までという文言を入れるということで。Bの部分についても提出者が30部用意する、ということで決定させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－（なし、という声あり）－

それでは、Aの部分、Bの部分は、そのように決定させていただきます。

それでは、続きましてまた、説明をお願いします。

石井委員：

ありがとうございます。では、続きましてCの欄をご覧ください。ここは、Cの欄は委員会案は、1番、請願者・市内陳情者は、委員会審議の際、参考人招致すること。資料は、事前に提出することなどを、市議会のホームページに掲載すること。4、参考人は、原則、陳情者として名前を連ねるものとし、他に必要な特段の事情がある場合は、その旨を事前に伝え、委員長の許可を得ることとする。この2つですね。そして、会派案、真ん中は、1、市内からの陳情については、審査の際、陳情者を参考人として呼ぶことがあります。この3点について、委員長と2人で協議を重ねました。何となく言っていることが似ているんだけど、何となく違うんだよねって。じゃあどこが違うのという話になった時に、もう延々と、1週間以上、毎日柴田委員長と話をさせていただきました。時にはライン、時にはメール、時には電話、時には会って、という風に、散々2人で意見を調整しながら、このまま議運に持って行って、皆さんに協議をしていただこうという結果になりました。それが、1番右にあります、論点の整理を参照にしてください、っていうところで、次のページをご覧ください。2枚目、下の方に論点整理とあります。ただいまの委員会、1、4と会派案1の3点について協議を始めましたが、請願書、陳情者、参考人などの言葉の意味から、まず、つまずきました。改めて、請願・陳情について、いろいろな文献を調べてみました。そうしたところ、そもそも請願においては、委員会に請願者の出席を求めて、説明を聞くことにはなっていません。また、陳情は法律的な権利として行使されるものではありませんので、陳情者の意見を聞く機会を設けないことは、可能なんです。

地方議会においては、陳情の受理から取り扱いは色々と、議員配布で済ませるところもあれば、1つ1つ審査するところもあります。議会によっては、参考人制度というのを設けて、請願者や陳情者の意見を聞く場を設けているところもあります。

3枚目に行ってください。白井市議会の場合は、白井市議会委員会条例第29条に、参考人制度というのを規定しております。そこで委員会は審査にあたって、請願書、陳情者を参考人として出席を求めることができます。また、白井市議会においては請願者や陳情者からの説明や、意見徴収なしでは審査できないこともあるので、先例として、請願及び市内からの陳情審査において、請願書、陳情者に意見を述べる場を提供してきました。その際委員会が出席要請するのであれば、証人等の実費弁償に関する条例というのに基づいて、一定の金額をお支払いする義務が当然発生するというわけです。つまり、今回非常に勉強になったのは、請願と陳情とありますが、どちらにしても、請願者と陳情者が意見を言うことはできないんですって。あくまでも参考人というのは、委員会が決めて、委員会が呼ぶんですって。だけど、白井市議会の場合は参考人という制度をちゃんと特別に設けているので、希望があれば、請願者や陳情者を参考人として呼ぶことができるんです。当然、呼ばなくてもいいん

ですけれどもね。ということが、1つ大きな論点、皆さんに共通理解していただかなくてはいけないところなんです。

そこでですね、元に戻りますが、柴田委員長の方は、請願と市内陳情っていうのを一緒にしているんですね。私の方は、請願には触れていません。陳情についてだけ言っているんです。なので、ちょっとここが違って来るんですけれども、柴田委員長の方の案というのを、柴田委員長の方から説明してもらっていいですか。ちょっとバトンタッチします。

柴田委員長：

今、石井委員が言ってくださったことを踏まえまして、更に協議を重ねて、どうしても、石井委員が言ったように、公明党さんが出しているのが陳情の取り扱いについてであって、こちらの教育福祉常任委員会では陳情と請願についての事務的な扱いについてを決めて欲しいということで、ちょっと内容がそういう意味では擦りあえない部分が出てきたんですね。で、3ページ目の1番下に2つ、委員会案、会派案の2つに分かれていると思いますけども、そこが擦りあえなかった結果、提案がそれぞれ、まちまちになっちゃったので記載をしています。委員会案の方は、調布市議会というのが請願・陳情のマニュアル、出し方っていうのだったかな、ちゃんとブックレットになってすごく参考になるものを出しているんですね。もちろんネットでも取れますけれども。その事務処理、フローの流れとか、提出者にはどういうことを確認するか全部書かれているものがあって、非常に参考になったんですね。調布市議会も委員会に参考人として招致するという制度を設けているので、そこについても書かれていたので、それを参考にしながら、こういう風に、白井市議会では請願・市内陳情を受理する際に、提出者に説明の申し出の有無を伺い、希望をすれば出来るということなので、提出者説明の申し出の伺い、申し出があった場合は参考人として招致する旨を伝えます、としたいと思います。という風にまとめました。ここも説明しますと、提案書を教育福祉から出したのは、請願と市内陳情、市内の陳情の扱いや事務的な流れを明確にして、提出しようとする人に分かる形にすることで、受理してから、ちゃんとホームページとかに手続きを示しておけば、今回のような混乱を避けることができると考えたからです。なので、審査のために書面だけでは汲み取れないところを、提出者自ら説明する機会に制限をかけようという意図で出したものではなく、流れをきちんと明確に、今、行っている流れを明確にしましょう、という趣旨です。ただし、2人でずっと検討した流れの中で、要は、陳情も請願も、提出者は同列で、参考人制度というものを使って呼び出すのであって、委員会が必要と認めれば呼ぶことになるわけなので、参考人として招致することがある旨を、最初に受け付けた時にお伝えしましょうと、それが委員会案の後段の方の部分です。さらに、請願も市内陳情も必ず提出者が出てきて話をするっていうことではないことから、受理する際に提出者に説明したいですか、っていうことを聞いておけば、委員会が判断する際の考慮する事項ともなるので、受け付けた時に提出者説明の申し出の有無を伺う、これは本当に、調布市議会のとおりなんですけど、と入れました。委員会案としては、それだけなんです。

石井委員：

私どもは、柴田委員長がまとめてくださった、この教育福祉常任委員会の案で、今聴いてわかるとおりに、いいと思うんですよ、趣旨もよく分かるし、いいんですけども、この3枚目の下段の文面を見ると、白井市議会でも調布市議会と同じように、請願・市内陳情を受理する際に、提出者説明の申し出の有無を伺い、申し出があった場合は参考人として招致する旨を伝えます。ここの文面がね、要するに請願と市内陳情を全く同じに扱っているように誤解されないかなというところを心配するわけです。私は、請願はいいんですよ、これで。だから私は、請願については全く触れていないんですが、私どもは陳情の扱いについて、もう1回きちんと原理原則に基づいて行かなきゃいけないんじゃないかなと、今回の陳情では陳情者が参考人を、この人も、あの人も、その人もと連れて来ちゃって收拾がつかなくなっちゃった部分があって、そもそもは参考人というのは委員会が決めて、委員会が招致するんだと。こういう基本的な原理原則を私が知らなかったんですね。大変恥ずかしい。で、多分これが10年20年経って、議員さんの顔ぶれがごっそり変わった時に、また、同じようなことがあったらいけないと、知らなかったじゃ済まないぞ、というところがとても心配になったものですから、きちっとした原理原則は、文書として残しておくべきじゃないかな、というような考えになりました。

そこで提案したのは、1ページ目の真ん中のCの欄の、市内からの陳情については審査の際に陳情者を参考人として呼ぶことがあります、と。こういう文面で提案はしたんですけど、これだけだと隣の委員会案と大して変わらないような感じがするんですよ。でもやっぱり、今回のことも踏まえて原理原則に基づこうとしたならば、3枚目の会派の案のところの、陳情の取扱いは、①議員が各自審査・処理する議長報告というやり方と、②委員会付託で審査するというやり方、この2つのやり方があるんですよ。これが原理原則なんですよということを示した上で、特に市内からの陳情については、まず提出者にこの1番と2番のやり方がありますけれど、どっちを希望しますかということをもまず聞く。市内陳情者が2番を希望して、委員会でちゃんと審査してくださいよと希望した場合は、参考人として陳情者を招致することもありますよ、という旨をその場で伝える、ということなんです。つまり、この市内陳情であっても、議長報告で終わってもいいと考える市内陳情者もいるかも分からないんですよ。なので、陳情というのはそもそも、議長報告で終わらず場合もあるし、委員会付託で審査する場合もあるよと。この2つの場合があるんだよということを、原理原則を示していきたい。で、当然、その陳情者が2番を示した時には、参考人として招致することもありますよ、ということを示していくという風にしたらどうかなというふうに考えました。

その意図は、請願イコール陳情ではないということです。だから請願とは別に陳情というのは考えていかなきゃいけない。白井市の場合は、市内の陳情者も請願と同じように扱うというような先例があるので、ここも、もう1回見直していきたい。変えるということじゃないですよ。変えるということではなくて、結果は今までと同じなんです。結果は今までと同じなんですけど、原理原則をきちっとして示しておいた方がいいと思って、このように提案

させて頂きました。あと、2人で、話の中で議題になったところをちょっとピックアップして申し上げますね。

我々は、議員は、いろんな条例とかに基づいて行動しているわけなんですけれども、白井市議会の中にも会議規則というのがあります。白井市議会の会議規則に145条というのがある、陳情書の処理、これ、陳情書についてはここしか書いてないんです。陳情書の処理については、議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする、というこの145条の解釈の仕方、柴田さんと私で随分議論しました。局長にも協力して頂いて、色々な文献を調べていただいた結果、ここで言う陳情書又はこれに類するもの、これに類する物というのは陳情者の陳情書の他に、要望書や決議書や意見書や要請書のことを言うんだそうです。だから、そういう要望書や何かのことも言っているんですけど、その陳情書の内容が請願に適合するものは、請願者の請願書の例により処理することが、処理するものとするというのは、適合というのは、請願書の形式に倣っているものっていうことなんですって。つまり陳情書の書類の形が請願書と同じようにきちんとしているものならば、請願書の例により処理する。これは請願書と同じように扱いなさいという意味ではなくて、議長の裁量に委ねられていますよという意味なんだそうです。だからこれが請願書と同じように処理しなさい、同じ扱いにしなさいとなると、ほとんどの地方議会がこれに違反していることになっちゃうんです。ほとんどの地方議会は、議長報告だけで終わらせている議会もたくさんあるんですよ。だからこの145条は、そういう読み方をしちゃいけないんだね、ということは2人で確認したんですね。

そうすると、議長の裁量に委ねられているということ、つまり市議会としてどういう扱いをしていくのか、というのを問われているところで、ここは、如何様にでもできるというところなんです。幸い白井には先例というのがある、皆さんも申し合わせを持っていると思うんですけど、申し合わせの中に、委員会の先例のところ、請願及び（市内からの）陳情審査において、請願書、陳情者に意見を述べる場の提供をしている例があるということがあるんですね。これは、申し合わせの例ですから、こうしなければならないということではないと思うんです。ただ、こういう例がありますから、これに外れる例は、外れる例としての理由をきちんと示さなきゃいけないと思いますので、この先例というのは、確かに大事だと思いますよ。大事だと思うんですけども、その前の大前提をしっかりと押さえておかなきゃいけない、という意味で、今回はこのように提案させていただきました。

血脇委員長：

只今、Cの部分について、説明を頂いたところですが、これについて皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

古澤委員：

石井委員に質問です。3枚目の四角で囲ってある会派案というのがあります。説明してくださった趣旨は、粗方わかったんですけども、石井委員は、従来白井市が陳情の処理をす

る時に、市内陳情の場合は無条件で受け付けてきた、という経緯があります。それをもう1回見直す、ということでもいいんですか。

石井委員：

そこなんですよ。無条件で受け付けはしてないんですよ。市内陳情であっても、書式が整っているのは受け付けました。けども、それを審議するかどうするか、どこの委員会に付託するかは、これ、議長の判断なんですよね。だから、無条件に市内からの陳情書は審議するものだと市民に誤解を与えてはいけない、という意味です。

古澤委員：

ですから、従来は、1件、はねたものがあつたと思いますけど、それ以外どこかで、これを書類として配布するだけなのか、市内の陳情として取り上げて、審査するのかということ、どこでも審査しないままに、議長が、一応適当に振り分けて結果を出していたわけですが、この①と②に分けるのは、これは、どこですということと、受け取っていいんでしょう。本来議長がするんですよ。議長がして議長が諮問したい時は、議運なりに振るんですけど、石井委員としては、これはどういう形で、この①と②を振り分けるとお考えですか。

石井委員：

文献によると、受付、受理は、議長なんです。だから処理も議長なんですよね。

古澤委員：

原則として議長がこの①と②を振り分けるということで良いですか。

石井委員：

それが原則だと思うので、そういうふうを考えて頂いて良いと思います。

古澤委員：

私は、②のところでちょっと、少し違うところがあるんですけども、提出者に希望を問う。これは問うてもいいと思いますが、結果、希望しますとおっしゃっても、議長が判断して、あるいは諮問して、議運が決めて、これは審査する必要がないと思えば、書類だけに、①の方に分類されると考えてよろしいですか。

石井委員：

そうです。提出者に希望を問うのは、1番か2番かっていう希望を問います。で、当然、市内陳情者は2番と希望されると思います。その時に、②を希望されるのであれば、参考人

として提出者のあなたを招致することがあるかもしれませんよ、それまでは分からないんですよ、ということですよ。後日ですよ、ということですよ。

古澤委員：

ですから、その説明のところに希望されるのは分かりました。しかし、①か②、どちらに振り分けられるかは、議会でこれから決めますという説明が入るわけですね。

石井委員：

それが原則です、ということになると思います。市内陳情は、全て審議しますということとは言えないと思うんです。

古澤委員：

意図は分かるんですけど。それで意図は、私も賛成ですけど、この文章だけだと提出者に希望を問う、②を望むなら参考人と招致することがあるということだけだと、②を望むならば、②の形式で審査してもらえと思われなくてもないなど、文書だけを見ると考えたんですけど。この文章、このままでいきますか。

石井委員：

この文書をこのまま載せるという意味ではないです。

柴田委員：

請願と市内陳情を受理する際という風に教育福祉の方ではまとめていますけども、これ先ほど石井議員がおっしゃったとおりで、145条、会議規則の145条に、議長が陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする、と。で、この解釈が分かれるところだという説明があったと思います。これは形式に、請願書の形式になっているものは受け付けて、あとは、議長の裁量でやるということになるんですね。あの地方議会運営辞典でも、その内容が請願に適するものというのは、陳情の事項、内容等が請願の処理の基準となっているものの要求するところに矛盾することのないことを言うと言われるが、具体的な判断基準がないだけに、その判断は難しいとあるんですね。で、今、先例として白井市議会が請願、そして市内の陳情者と、市内と限って、市内陳情者は先例として意見を述べる場を提供しているというのは、議長が陳情を請願書の例により処理する際に、白井市議会なりに基準として、基準とまでも言えないその市内の陳情者と範囲を区切っているとも読み取れるな、と思うんですよ。陳情を何もかも請願と同じように扱うとしたら、とても陳情の数って多いので、市外からのものも同じように扱いなさいという1行しかないわけですから、だから白井市議会なりに市内からの陳情と限って、一応そういう基準、ガイドラインみたいなのを設けたという風にも読み取れる。そういうふうに限ったんではないだろうか。それは、昔のことなので分かりませんがね。で、市内に限るとは書

いてないわけですから、それをそのまま摘要したら、市内だろうが市外だろうが陳情、請願、その例により処理するとも読み取れるので、そうなったのかなと。むしろ、ここで範囲を、白井市議会としては内容を狭めている。で、議長の判断を軽くしているという風にも受け止められるなど思ったんですね。だから、その部分をさらに、どうのこうのいじるのではなくて、どうやってそういう風にしていきますよということを知らせるのか、受理後の流れを明確に知らせるのかということ考えた方がいいのかな、と思ったんです。

だから、先ほど、文章のように、請願者も陳情者も、議会に来て説明することは、こちらが呼ばない限り不可能なんです。請願だから提出者が紹介議員と一緒にあって、議会の方に出てくるよ、ということではなくて、これも委員会が決定して呼ぶんです。市内の陳情も同じなんです。提出者は、請願の提出者とレベルは同じ。出した以上は呼ばれる、というわけじゃない。これは委員会の判断だと思います。さらに、市内の陳情者というふうに限られていると、で、その同じレベルで、じゃあ、あなたたちは提案者として説明をちゃんと議会に来て、したいですかというのを最初聞いておく。したくないですよとか、そういうことを言われたら、それはお呼びすることもないし、それは委員会の後で判断する際の基準になるだろうと。まずそれを、受付でそこだけ聞いてもらって、したいですと言った場合は、後で参考人としてお呼びすることもあるかもしれませんよ、と伝えといてもらおうと。そういうステップでいいのではないかと。私は、市内というふうに限っているということが、逆に145条とか、陳情者と、幅広くとらえていることに対して、白井市議会が逆に範囲を限っているなど捉えているので、そういう意味では、請願と陳情が同じ風に受付けたのであれば、区別をすることはなくなっているのではないかな、という風に受け止めています。むしろ、提出するときに、受付の仕方、資料の出し方とか、そういうのをきちんと示しておけば、この間のような混乱はもうないのではないかと、逆に思ったりもするんですけど、どうでしょう。あと、市内の陳情者とかも、こういう風にお伺いしますよということ、ちゃんとホームページなりフローなりに載せておけば、こういうことがあるんだなということ認識した上で、提出してもらえ。だから、混乱を避けるためにはそこで、いいのではないかと。だから、先例自体をいじろうとか言うつもりではなく、今のままでどういう風に流れを明確化できるかということに、焦点を当てているということです。

石井委員：

柴田委員のおっしゃるとおりなんですけれど、私は、市内陳情でも審査できない場合もあったんですね、過去にね。だから請願は絶対審査しなくちゃいけないんですよ。請願というのは審査しなくちゃいけないということになっているんですよ。なので、市内陳情と請願が同じように見られちゃうような印象を与えるのはよくないな、と思って今回、陳情だけ特出しにしたんですね。で、市内陳情でも、ことによっては審査できないこともあるんだよという意味も含めての陳情の取扱い、ということで、私の方は別格にしました。

柴田委員：

そこがやっぱり根本的に多分違うところなんだろうと思います。これは、陳情も請願も住民の要望を議会に反映させるものである点においては、何ら変わりはないと言える。だから、あの、形式が整っていれば陳情も請願と同じような扱いをすることができるという風に規定している、という風に私は読み取ったので、そして、今までの白井市議会の先例もそのように取り扱ってきているので、逆に、そこは私はいじらない。それよりもきちんと、手続きをきちんと示すということで、混乱はもうなくなるのではないのかなと思っているので、そういう提案をしています。

血脇委員長：

いろいろと説明がありましたが、今の説明についてご意見等ございますか。

田中委員：

これ、3ページ目という言い方で良いですかね。1番下の委員会案、会派案。これ、両方をちょっと比べてみますと、ほとんど同じ形かなと思っています。

これを見させていただいて、例えばなんですが、会派案の方で行きますと、例えば市内陳情の取り扱いは、①、②を提出者に希望を問うと。①はこのまま。②に関しましては、委員会付託で審査。②も望むなら、提出者説明の申し出を伺い、参考人として招致することがある旨を伝えるということで、意味が左側の委員会案と合ってくるのかなと、そのように考えております。

古澤委員：

柴田副委員長が、前回の陳情の処理のところ、色々整理をしなければならぬとお考えになったのは、それがよくわかります。ただ、ここであの、請願と市内陳情をポツで書いてあるということは、やはり請願は憲法にも法律にも請願法にもすべて明記されていて、法律の後ろ付けがありますね。陳情は、それが一切ないということで、市の裁量に任されておまして、白井市は今まで白井市独特の取り扱いをしてきたわけですから、ここは請願と市内陳情という、ポツで囲まないで、分けた方が良いかなとは思いました。

柴田副委員長：

その上の斜字、斜めになっている字体のところ、請願・陳情を受け付ける時ってあります。これが調布市議会の請願・陳情の手引きの2ページに書いてあるところを丸ごと写したもので、そこに請願・陳情、受理する際に提出者説明の申し出の有無を伺います、とあるんですね。私は、この文章でもういいやと思ったので、これをそのままいただいた。ただし白井については、調布市議会とは陳情だったら制限加えてないわけですね、これだとね。だけど白井においては市内陳情という風に先例があるので市内陳情と入れたわけですね。で、請願と陳情が受理した以上は、住民の要望という風に先ほど読み上げたとおりで、議会に反映させるものであって、陳情とかの審議をすることを、例えば陳情も受理してから、なんか警察

が絡んでるものとか、どうしようかっていうのでお断りしたこともありますよね。でも、だからそれは、下の方で参考人として招致することがある旨を伝え、申し出があった場合は招致する旨があることを伝えます。あるかもしれませんよ、と言うけれども、そういうことはちゃんと理由がつくわけじゃないですか。お断りする。だから、受理して整っていて市内であって受け取ったとしても、それが判断ができる。で、お断りする理由もあるということで、特にこの市内を外す、市内がどうするということを付度することはないかなと。このままで私はいけると思っていて、ずっと前にも、介護保険関係の陳情が出て、付託をしましよになっただけけれども、結局これは、議会というより執行部の方に行ってもらいたいことだよ、ということで、本人が来ることになっていた、意識はあったんですが、これは執行部のほうですのと、ちゃんと説明をしてお断りをしたという例もありますので、議会に審議してもらいたい、ちゃんと話をしたいのかどうかの希望をくみ取るという点においては、請願も陳情も白井の場合は市内と限っていますけれど、そこで差別化をする必要が、手続き的には同じなので、と思っているんです。なので、田中委員がいい提案して下さったんですけど、そうするとフローの流れとしては請願・陳情、同じになっていくのかな、っていう気がしません。そこだけですね。詰め切れないのは。

古澤委員：

今回の改正の手続きのところ、会派案の方は市内陳情の市内というのを外したわけですよ。私は、陳情の趣旨とか、事項が出ている陳情書を見る時に、市内の者が出せば無条件で受け付けるということを知った方達が、本来は市内の方でなくても、誰か市内の方を見つけて、それで陳情を出してきた例っていうのが結構あるんですね。そういうものを整理するためには、やはり市内を払って、会派案の、議員が各自審査の方向に振り分けるか、委員会付託で審査をする方に振り分けるか、という手続きが本来あってしかるべきかな、と思います。受理は書類が整っていれば、受理はしなければいけないわけですけど、その後の処理としてね、この①と②の振り分けはしてもいいのかなと考えています。

植村委員：

請願と陳情で1つ違うところは何かというと、紹介議員の件が抜けているような気がするんですけど。事務局、ちょっとお願いします。

石井事務局長：

紹介議員ということでございますが、請願の場合は紹介議員をつけることができるとなっておりますが、これも必ず委員会に出席できるというものではないです。紹介議員であっても、委員会が呼ぶか、呼ばないかというのは委員会が決定することになりますので、ちょっとそこは、紹介議員さんがいても、審査できる場合もあるかもしれませんし、という考えでございますので、必ず出席議員は、会議に出席して趣旨説明をするというものではございません。

血脇委員長：

今、局長の方からあったんですけど、ここは、この会議規則の中の第142条に紹介議員の委員会出席というということで、委員会は審査のために必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる、というようなことが書かれておりますので、その辺りのところを局長の説明ということになります。

柴田副委員長：

請願の場合は、紹介議員がまず出てきて説明をする。なので、提出したご本人は、希望しなければ、紹介議員にお任せします、ということもありで、必ず審議はされるということで。今まで白井は、提出者にも来て頂いて、外したことが多分ないと思うんですよね。私が知る限りですけど。そうした場合は、こうなると陳情と同じなんですよね。あの提出者という位置では。そうすると、いや結構です、紹介議員にお任せしますから、私は出なくてもいいという人もいるかもしれないし、陳情の方も是非お話ししたいですという人と、いや、審査だけで結構ですという人もいるかもしれないし、そこを最初に聞いておく。だから、この言い方としては、提出者の申し出、説明の申し出を最初に聞いておくということは、事務的なこと、流れを今何とかしようとしているので、事務的な手続きとしては、そこは何を請願の提出者であっても、市内陳情の提出者であっても変わることはないの、同じ文言でいいかなと。あった場合は、それこそ委員会が決めることなので、後で揉んで、やっぱり呼んで来てもらおうよとなった場合は、あとで呼び出すことがあるかもしれませんよと、それをお伝えしておけば良いのではないかと。逆にそこは、シンプルにしていんじゃないのかなと思うんです。先例を、今ここで変えましょう、とかいうことではなく、今の流れでどういうふうにやったら、きちんと道筋が立つかってことを、今とりあえず考える。先例を変えて、陳情、市内陳情まで外して、陳情を全部同じに取り扱ってこういうふうにするんだよ、という風なことになってくると、またそれは別のレベル、次元の話で、今の事務フローをちゃんとしてもらいたいということではなく、また別の提案でどうするかというのは、揉んでもらった方がいいかなと思って。陳情の取扱いは、という風に公明党さんがここだけ特出ししちゃっているんだけど、じゃあ請願はというと、請願もそう変わらないと思うので、ここは請願と陳情の流れということで、1つに括れないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

石井委員：

私の方のもともとの提案は、陳情の扱いに対する提案ですから、請願のことは一切触れていないです。だから請願のことについては柴田副委員長の提案でいいんですけども、ここだけ見ると、柴田副委員長の提案が、請願・市内陳情という風になっちゃうのが、私としてはどうかなってところだけなんです。もう1つ言えば、委員長がおっしゃったとおりです。先例を変えるつもりもないですし、今の白井市議会の規則なんかを変える必要も全くないです。全くないんですが、この間みたいに、参考人が陳情者と一緒に、あなたも、あな

たも、あなたも、と来ちゃって、そこに費用弁償が発生し、上に参考で書いてあると思いますけど、日当に1人2,600円の費用弁償ですよ、それの他に交通費も支給されているという事を考えると、やはり参考人というのは、きちんと委員会の方から要請するということが基本なんだというところを踏まえる上でも、陳情の扱いというのをきっちりとしておいた方がいいんじゃないかと思います。もちろん、市外陳情の扱いは、今までと何も変わりません。変わりませんけれども、陳情とはそもそもこうなんだよというところを示しておきたいなと思って書きました。やはり過去に、市内陳情でも審議できない場合があります。ありましたから、それはちゃんと審査できない事情もあって、理由あってのことだから、それも説明がつかますのでね、市内陳情だから全て受け付けるってことではないということも、ここで明確にしておきたい、受付はすべてします。ただ、市内陳情でも審査できない場合もあるということも、原則として押さえておきたいなと思っています。

柴田副委員長：

2番の次の行の、提出者に希望等、というのは、市内陳情の提出者には、それとも陳情を受けたら全部提出者に、しゃべりたいですかと聞くっていう。

石井委員：

それはあれですね、市内提出者と書いてもいいですね、ここはね。この文言は全然、あえて、この3行目についてはあえてこだわっていませんので、ここには市内提出者は、と書いてもいいと思います。

柴田副委員長：

それですっきりしました。陳情の取扱いについてだけ、ちゃんと、きちんとして示しておきたいってことですよ。で、2番のところ、市内提出者に希望を問う、で、委員会付託を望むのであれば、先ほど田中議員が提案してくださったように、提出者説明の申し出の有無を伺い、参考人として招致することがある旨を伝える、ということで、まとまる。

古澤委員：

先ほど、この文言はこの文言のままではないとおっしゃっていましたが、今、訂正を入れているので、必ずしも委員会付託に付すとは限らない、とか、議長報告になる可能性もあるとかという文言は、入れた方が明確だと思いますが。

血脇委員長：

古澤委員の方からご提案がありました。時間の方も12時に近づいております。今、お示しいただいたところのCの部分で、概ね方向性が出てきているのかなと思うんですが、これもう一度ですね、申し訳ございませんが、柴田教育福祉常任委員長と、それから公明党石井代表とですね、先程、田中委員の方からも、ご提案があった部分を含めて、あと、今、古澤

委員からのご提案があった部分も含めて、この文言をもう一度整理をして頂いて、次回、ここをこのような形というような文言をお示しいただいて、検討するのもどうかと思うんですが。

石井委員：

決定的に違うところを確認しておきたいんですけど、ここで解決しないと、我々2人で、もう1週間以上やっているんですよ、夜中まで。決定的なところはですね、公明党の案は、陳情の取扱いなんです。陳情のことだけ言っているんです。先ほどから何度も言っていますけれど、教育福祉の方は、請願・市内陳情なんです。ここをどう扱うかなんです。請願・市内陳情として扱うのか、我々は陳情の取り扱いをきちっとしていきたいというあれなんです。ここが違うので。

伊藤副議長：

今話を聞いていて、請願には紹介議員が付きますので、こういった手続きの細かい話は、当然紹介議員がいるので、その議員と請願者で協議すればいいと思うので、手続き的にちゃんと決めておかなければいけないのは、陳情だけだと思うんですよ。陳情だけきちっと決めておけば、請願については、紹介議員さんが、ちゃんと説明して手続きをできると思いますので、私は陳情だけでいいように思うんです。

血脇委員長：

これは先ほど、柴田副委員長の方からもあったんですけど、常任委員会から出てきたのは、今回の陳情でですね、非常に、事務手続き上のものが明確になっていない、明記されていない部分が多々あって、非常に常任委員会委員長としても難儀した、また、事務局の方も難儀したということで、ホームページ等を含めて、請願者・陳情者にきちんと、事前に確認できるようにしたいというようなことから、この提案書が出たと考えているところです。先ほど柴田常任委員長からも、そういうところを明確に示したい、示しておいた方が今後の混乱を避けるだろうということで出されたものということで。じゃあ、この陳情と請願、これ分けたほうが、と思うんですけど、皆さんのご意見を。

柴田副委員長：

ここ、文言だけでやり取りしていると、訳がわからなくなると思うんですけど、この2枚目Fのところ、今日の話が決まったら、フローチャート図を別途作成してお示ししますとか書いたんですね。で、実はここのが要なので、どうなるのかがちょっと決めかねていたんですけど、一般的な流れというのは、あちこちの議会のホームページに載っていて、案としては出ているんですね。だから、それを今度ちょっと工夫して、今もうすでに出てきているんですけど、今の踏まえてやっぱり陳情だけ別の方に、扱いにするのかとか、そこら辺を具体的に自分でフロー図をもう1回見直しながら考えないと、ピンとこない部分

があるので、もう1回お時間いただきたいと思いますが、それと、もう1回確認ですけど、陳情は委員会に付託するものと、議長報告にするものがあるよ、ということが、法律上はどこにも決まってないんですよ。これも市の任意なんです。だからそれを今回、明文化して、落とすかどうかということ、そこも決めないといけないかなと。請願はもう紹介議員がいて、ただし、さっき言ったとおり、ここ全然差別化しないで、陳情者でも審議するんだったら、あなたは来て話したいですかというの確認は、最初必要だろうと。で、呼ぶかもよ、結果、呼ばないかもしれないけど、最初呼ぶかもよってことは、お伝えしとかないと、実はこの間の陳情者は、呼ばれることも知らずに、その日程調整もすごい大変だったので、最初から、呼ぶことあるかもしれないんですよということを公の場で示せるような状況にしておきたいので、その、陳情の扱いだけどうするか、決めきれないかもしれない。今日は。新たにそれを付け加えるかということです。

血脇委員長：

チャイムが鳴っているので少しお待ちください。

古澤委員：

請願と陳情を丸ポチで繋げるかどうか、全く別の陳情の取り扱いとするかどうか、というものは、今日決められるんでしょうか。大体、意見は出られてたような気がしますけど。

柴田副委員長：

だから、陳情の取り扱い、こういうふうに決めますっていうのは、今のところ、どこにも法律とか条例上に決まりがないから、市の新しい決まりごとみたいにするのかどうかというのは決めない。そしたら申し合わせに載せるとか、何か別の操作が必要になってくるんですよ。陳情だけを取り上げると。今は、請願と市内の陳情っていうもののフローを、流れを作りたいっていうところだったんで、私のところはそこで完結するんだけど、陳情だけの特出しして考えて、こういう扱いにしますよってなると、陳情は白井市ではこういう風に扱いますっていう1項目を、どこかに作らなければいけなくなると思うんですね。だから、そこについては、全然、そういえば協議してなかったんですよ。

石井委員：

頭がすっきりしました。ここに書いてある、私の赤字の陳情の取扱いは、①、②という文言を、申し合わせとか、それから白井市議会の会議規則とか、そういうところに文面で残せていう、そういう意味ではなくて、今、柴田委員が作ろうとしているフローチャートの中に、陳情の扱いとしてこういうのがあってもいいのかな、と思ったんですけど。もっと言うならば、これ別にその受付の時に事務局の受付のところに、陳情ってこういう風になっているんですよというのをお示しする、なんて言うんですか、ファイルに、お示しするやつ、っていう形で置いてあってもいいと思うんです。というのが今おっしゃったように、陳情の

扱ってというのは地方議会によって本当に様々で、請願に準じた扱いではなく、関係委員会に参考送致で止めているところもあれば、初回の委員会に報告するだけで、請願と全く別の扱いをしているところもあれば、陳情の写しを全議員に配布するだけにしているところもあれば色々なやり方がある。それを大まかに2つに分かれて、議長の報告だけにするのか、委員会で審査して欲しいのか、の2つなんです。そういう意味なので、どっかにきちんと文言として載っけろという意味ではなくて、それを市民に分かりやすいように、受付の時点で示すことができるような形にすればいいのかなと思いますけど。

血脇委員長：

ちょっとひとつ。それ、受付のところにフローなり用紙を置いておいても、それを前もって見た人だったらいいんですが、見てなくて陳情を出してきて、こんなのあるの、というのも考えられると思うので、やはり受付に表示するだけじゃなくて、ホームページですとか、そういうところに掲載し、プラス平素、事務局のほうに足を運ぶ人がこんな置いてあるんで、ちょっと取っていつてみようなんていう人もいるかもしれないので、これは受付に置くんじゃないくて、ホームページ等できちんと示さないといけないのかなと。また混乱を招く素になるのかなと思いますので。先ほど柴田委員長の方からもありましたけれど、フローチャート図を、ある程度準備されているというようなところもあってですね、で、この陳情と請願、どのようにするかというような部分もありますので、この部分については、先ほどの文言を整理するのと、それからもしあれでしたら、次回このフロー図も提出していただいて、その中で陳情と請願をどのように区分するのか、あるいは一緒くたにするのか。一緒くたというのは、言い方ちょっとあれですけど、その辺でちょっと協議をした方がいいのかなと思いますが、皆さんいかがでしょうか。いかがですか。次回の時までにはフロー図案を示して頂いて、その中で請願・陳情が振り分けられるのか、フローの中でどんな風に示されるかを確認して、検討するというところで、いかがですか。

古澤委員：

石井委員はそれでいいんですか。

石井委員：

フローチャートを作る前に個々の文言がしっかりしないと、フローチャートができないのかな、って思うんです。今、柴田委員からご指摘あったのは、陳情の取り扱いをこうやって、文章に、①、②に分けて出していいのか、というお話だったと思うんですね。私は、あの出していいつもりでこうだしたわけですけども。そこに問題があるんだったら、じゃ、出さないのかなと思ったりしたんですが、今は血脇委員長の方からもホームページにきっちりつけるために、というお話がありましたので、陳情の取り扱いとして、①、②という風に、こういうのがありますよっていう風に出した方がいいのかなと私は思って出していますが、そこが決まらないとフローチャートに行きつかないんじゃないかなと思うんですけど。

柴田副委員長：

フローチャートのほうに、請願と陳情と流れと、書いてあるんですけど、陳情の方にその市内のと市外のと、という風な2つの流れを作れば、これすぐに出せるかなって思ったので、さっきそういう提案を、フローチャートのほうでまず示して、示す工夫をしてみたいなと思ったので、そう言ったんですけどどうでしょう。

石井委員：

その点はお任せします。

古澤委員：

もう、これは終わったことですか。そのフローチャートのことは。まだ続いているんですか。次に移っていいですか。3枚くださったものの中で1枚目の文言が気になったんですけど、委員会が招致する参考人は、という文言は、じゃあ自分たちが行ってもいい、あの、自分たちが希望して参考人となることができるのかなという、案にその辺を含みますので、参考人とは委員会から招致するものです、というような表現に変えた方が、よく分かると思います。

血脇委員長：

ありがとうございます。多分、誤解されてる方がいるのかなと。私もその一部でしたけれども、参考人というのが委員会が招致するもので、陳情者が、私この人を参考人に連れていきますとか、そういうことが許されるものではないので、ですから、その1文は入れるような方向では、柴田委員長それから石井会派代表それから事務局も含めて、そのあたりは検討しているというような話をしているという認識でおります。以上です。

すいません、ちょっと柴田委員長の方から次回の時にですね、フローをお示しいただきながらこの部分、Cの部分の検討を行いたいと思います。それからD、E、Fこれについては、またその時に進めさせていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

中川委員：

触れられていない、A B C Dの最後のGのところで、参考人の数が出ていますよね。Dか。会派公明党さんの案では、原則参考人は陳情者を含め、3～4人までとしますということで違う項目にもあったと思うんですが、この人数の押さえについては、これはもう決まったんではたっけ。

血脇委員長：

この部分についてはあくまでも案で、ここに示されているものです。で、先程申したとおり、次はCを検討して、でCから次、D、E、F、Gと説明をいただいて、また皆さんで協

議するというところで、このDの部分、人数が出てますけれど、決定したものでありませんので、よろしいでしょうか。それでは、C以降については、次回の議会運営委員会で協議をするということでもよろしいでしょうか。そのように進めさせていただきます。

それでは、その他についてを議題といたしますが、その他についての部分で、次回の議会運営委員会をいつ開催するか、日程を調整できれば本日調整させていただきたいと思いますので、すいません皆さん、手帳をお持ちでしたら、本当に皆さんお忙しいところ恐縮ですが、色々ちょっと、早く進めなくてはならない部分がございますので、来週、週のなかば、8日ですけど、柴田副委員長、この時にある程度フローを示せますかね、7月の8日、大丈夫ですか、6日か8日か、大丈夫ですか。それでは7月の6日、議会運営委員会を開催する、10時から開催するというところで、皆さんよろしいでしょうか。それでは、次回の委員会については7月の8日10時に開会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様からは他になにかございますか。

次に、議長から何かございましたらお願いします。

事務局は、他にないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

—閉会 12:11—